

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和4年4月8日

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所長 阿式 邦弘

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

港湾における土砂等の埋没について、土砂性状が高含水比の浮泥や軟泥の場合には、船舶航行等の利用上には支障が生じない可能性がある。

本業務は、宇部港等において現地調査等による浮泥集積の実態把握を踏まえ、船舶の航行可能性を考慮した水深（可航水深）の評価方法と適用性に関する研究を行うものである。

本業務の実施にあたっては、十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

（特殊な技術・手法等）

- 1) 港湾の浮泥による埋没に関する研究及び浮泥による可航水深の研究実績を有していること。
- 2) 重力式コアサンプラーや現地式密度計等による浮泥層を含めた堆積物性状の調査・計測による浮泥集積の実態の研究実績を有していること。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

港湾における浮泥層の実態把握と可航水深に関する研究委託

(2) 業務内容

- ① 既往の現地調査資料による関連情報の整理解析
- ② 現地調査による浮泥集積実態の把握
- ③ 浮泥計測手法の検討
- ④ 船舶の可航水深の検討

(3) 履行期限

令和5年3月17日

3. 業務目的

港湾における土砂等の埋没について、土砂性状が高含水比の浮泥や軟泥の場合には、船舶航行等の利用上には支障が生じない可能性がある。

本業務は、宇部港等において現地調査等による浮泥集積の実態把握を踏まえ、船舶の航行可能性を考慮した水深（可航水深）の評価方法と適用性に関する研究を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ① 港湾の浮泥による埋没に関する研究及び浮泥による可航水深の研究実績を有していること。
- ② 重力式コアサンプラーや現地式密度計等による浮泥層を含めた堆積物性状の調査・計測による浮泥集積の実態の研究実績を有していること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸3-10-28 庁舎4階

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所 総務課

電話：(082) 250-1901 E-mail：hirogicho-soumu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年4月8日（金）から令和4年4月28日（木）まで（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年4月28日（木）16時00分（1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

(3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の

提出予定期限：令和4年5月27日（金）16時00分

- (4) 中国地方整備局（港湾空港関係）における令和3・4年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。